

令和8年度事業実施計画

公益社団法人栃木県産業資源循環協会は、産業廃棄物の適正処理を基本に、資源循環の更なる促進、人材育成、災害廃棄物対策、業界の社会的地位の向上等の事業に引き続き取り組んで参ります。

I 公益目的事業

1 適正処理推進事業

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法により義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的として、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を、排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に広く頒布する。

(2) 排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に対して指導・助言を行うとともに、排出事業者からの処理業者に関する問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

(3) 廃棄物処理アドバイザー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況の現地確認、廃棄物処理施設を設置する際の手続き等に関し、支援及び助言を行う。

(4) 産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等の関係機関と連携し、産業廃棄物の適正処理及びリサイクル等に関する調査研究を行う。

(5) 不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じて不法投棄等を発見した場合には、速やかに関係機関へ通報し、早期解決を図る。また、県等が実施する不法投棄防止キャンペーンに参加する。

(6) 災害廃棄物処理支援事業

被災した市町から直接応援要請を受けることが可能となった「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、地震や風水害等の災害により発生した災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理に支援・協力する。

2 研修事業

(1) 産業廃棄物処理の適正処理等に係る実務者研修

産業廃棄物を取り扱う実務担当者を対象に、産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会を実施する。あわせて、産業廃棄物処理業界の現状や課題、今後の動向等に関する研修会を実施するとともに、産業廃棄物処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を実施する。

(2) 産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により、排出事業者及び処理業者を対象として、産業廃棄物の減量化や廃棄物処理法の改正等に関する講習会を

実施する。

(3) 労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

(4) トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的として、今後の産業廃棄物処理を取り巻く環境の変化や社会的ニーズに対応した経営戦略等に関する研修会を実施する。

(5) 反社会的勢力排除のための研修会

産業廃棄物処理業界への反社会的勢力の参入を阻止するため、最近の暴力団等の情勢や企業に対する不当要求の実態及びその対策等に関する研修会を実施する。

3 普及啓発・情報提供事業

(1) 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県及び公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼の向上を目的として、「リサイクル施設等を見学してみよう！（リサイクル施設等コンシェルジュ事業）」や環境学習出前授業などの啓発事業を実施する。

(2) 協会だよりの発行

廃棄物行政情報、産業廃棄物処理業界の実態や動向、協会の活動状況等について、協会機関誌である「協会だより」を毎月1回発行するとともに、ホームページにも掲載し、産業廃棄物行政及び協会の活動状況等に関する各種情報を提供する。

(3) ホームページの運営

行政及び公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散・流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。また、該当事案が生じた場合には、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

II 共益事業等

1 組織強化事業

(1) 新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入の許可業者に対してパンフレットを配布するほか、各種研修会等の機会を活用して加入勧誘を行うなど、新規会員の加入促進に努める。

(2) 会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等に関する情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配

布する。

2 意識啓発向上事業

(1) 表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対して協会長表彰を行うとともに、行政や上部団体が実施する表彰事業に、協会員を推薦する。

(2) 優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設に関する最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修会を実施する。

(3) 行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員へ周知し、会員の資質向上に努める。また、「メール配信サービス」を希望する者に対しては、電子メールによる情報配信も行う。

(4) 許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象となる会員に対して、許可更新に関する通知を行う。

3 他団体との交流・協力事業

(1) 行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について、栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

(2) 排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者が相互に認識を深め、適正処理の推進を図るため、意見交換を行う。

(3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加・協力

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加するとともに、一般社団法人栃木県環境美化協会の事務の一部を受託するなど、行政や関係団体との連携を深める。

(4) 許可申請等に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」について、実施協力機関として必要な協力業務を行う。また、パソコンを所有していない方やパソコン操作が不慣れな方、Web環境が整っていない方等を対象に、受講申込みや講義動画の視聴に関する支援を行う。

4 栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与する

ことを目的としている。なお、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

Ⅲ 共益事業等

1 総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

- (1) 定時社員総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 三役会の開催
- (4) 委員会及び部会の開催
- (5) 交流会
- (6) その他

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」の保護を目的として、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。